

みんなでささえる 国保会計



じゅうどう せい ふく し しん きゅう し ～柔道整復師や鍼灸師などの正しいかかり方～

柔道整復師(整骨院・接骨院)、鍼灸師(はり、きゅう)、あんま・マッサージなどの施術を受ける場合、その施術内容によっては「保険証が使える場合」と「保険証が使えない場合」があります。

【柔道整復】

保険証が使える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・外傷性の打撲・ねんざ・挫傷(肉離れ)など ・応急処置で行う骨折・脱臼 ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
保険証が使えない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における疲れや肩こり ・スポーツなどによる肉体疲労 ・病気(神経痛・リウマチ・関節炎・ヘルニアなど)による凝りや痛み ・脳疾患後遺症などの慢性症のリハビリ ・仕事中や通勤途中に起きた負傷(労災保険からの給付のため)

●柔道整復の施術を受ける時の注意点

- ① 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- ② 病院での治療と重複はできません。
- ③ 施術が終了した後に「療養費支給申請書」に署名する必要があります。その月における施術した日数や施術内容に間違いがないか確認をしたうえで、署名しましょう。
- ④ 必ず自身が支払った施術料の領収書を受け取りましょう。
- ⑤ 施術を受けた月から数カ月後に送付される医療費のお知らせ(ハガキ)に、施術を受けた月とその月における施術日数が記載されているので、自身が受けた実際の施術日数と合っているかを必ず確認してください。

【はり、きゅう、あんま・マッサージ】

これらの施術を受ける時は、医師の同意書または診断書がある場合に限り、保険証を使うことができます。

●はり、きゅうの施術を保険で受けられる疾患

神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症、むち打ち、^{けいわん}頸腕症候群 など

●あんま・マッサージの施術を保険で受けられる症状

筋麻痺、^{こうしゆく}関節拘縮などで、医療上マッサージの施術を必要とする症状

※慢性的な疲労を取るためのマッサージなどは、保険の対象にはなりませんのでご注意ください。



国保を使って施術を受けられた方に、負傷原因や施術内容について照会させていただく場合があります。これは医療費適正化の一環として、請求内容に誤りがないかを確認するために行っています。

また、保険証が使える範囲を正しく理解し、適切な施術を受けることが黒潮町の国保財政における医療費の伸びを緩やかにし、医療費適正化につながります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○お問い合わせ

【本 庁】住民課 国保係

☎43-2800

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3112